

1 1 資源循環システムの構築に協力しましょう

環境配慮行動

容器包装，家電，食品，建設資材など法令に基づくリサイクルに取り組みます。
 広域的な視点に立ち，また業種の枠を超えてリサイクルの輪を広げます。
 消費者へも情報を提供し，消費者と連携したシステムの構築に努めます。
 再生資材の利用や再生商品の購入に努めます。
 函館市ごみ減量・再資源化優良店の認定制度などの取り組みへ積極的に参加します。

(情報)

【情報】函館市ごみ減量・再資源化優良店の認定制度

市では，包装の簡素化や買い物袋の持参を奨励しているなど，下記の9項目の取り組み事項のうち，2項目以上実施している市内の小売店を「環境にやさしいお店」として認定し，認定証とステッカーを交付しています。

認定されたお店は，平成13年2月末現在で151店となっており，これらのお店は各種広報紙などを通じて広く市民に紹介しています。

問い合わせ先：環境部リサイクル推進課（51-0796）



取り組み事項

このうち2つ以上実施していることを申請すると，認定を受けることができます。

- 包装の簡素化に努めている
- 買い物袋の持参を奨励している
- 使い捨て容器および製品の販売または使用を自粛している
- 詰め替え用製品および再生品（エコマーク商品）の販売を促進している
- トレー，紙パックなどの資源物の店頭回収に努めている
- 広告用紙，事務用紙などに積極的に再生紙を使用している
- 消費者に対してごみの減量およびリサイクルの呼びかけを行っている
- 従業員に対してごみの減量およびリサイクルの教育を行っている
- その他店の創意工夫でごみの減量およびリサイクルの推進に努めている

関連する主な法律

循環型社会形成推進基本法

平成12年6月2日に制定された循環型社会形成推進基本法では，「循環型社会」を資源の有効利用などにより可能な限り環境負荷の低減が図られる社会としています。

循環型社会形成のための基本原則

- 1．製品の省資源化，長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース：できるだけごみを減らす）
- 2．使用済製品の製品・部品としての再使用（リユース：できるだけ繰り返し使う）
- 3．原材料などとしての再生利用（マテリアルリサイクル：資源としてリサイクルする）
- 4．熱回収（サーマルリサイクル：資源として使えないものは，燃やして熱を利用する）
- 5．利用できない不要物については適正処理（環境に負荷を与えないよう，適正に処理する）

TOPIC 循環型社会形成に向けた法体系

平成 12 年 6 月に廃棄物対策とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

本法では、「排出者責任」*と「拡大生産者責任」*が明確に示されており、また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の改正や「建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律（建設資材リサイクル法）」などが制定されていることから、今後これらの法律が一体的に運用されることにより、循環型社会の形成に向けた取り組みが進められます。

循環型社会形成推進基本法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	12年6月の改正により、排出事業者の責任強化、処理施設・許可業者の基準強化、多量排出事業所の再資源化の促進などを規定
	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	事業者に、製品の再資源化（リサイクル）やごみの発生を抑制すること（リデュース）、部品を再利用すること（リユース）を義務付け
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）	容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付け
	特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収やリサイクルを義務付け
	建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律（建設資材リサイクル法）	発注者や受注者に建設資材（木材、コンクリート、アスファルト）の分別解体と再資源化を義務付け
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	食品の製造・販売業者、レストランなどに、食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務付け
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	国や地方自治体が率先して再生品などの調達を推進

* 解説

【排出者責任】事業者・国民が、自らの廃棄物に対してリサイクルや処分に責任を持つこと。具体的には、ごみの分別やリサイクル・処理を自ら行うことです。

【拡大生産者責任】生産者や販売者が、自ら生産・販売する製品などについて、使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという一般原則のこと。具体的には、リサイクルや処理しやすいように設計・材質を工夫することや材質などの表示、引取りやリサイクルの実施などに取り組むことです。